

■改正趣旨

1. コロナ禍で、総会が開催できない場合に備えて、幹事会を総会に替える議決機関とすることを規定する(第8条)。会議体である幹事会・常任幹事会・事務局会議について明記する(第10,11,12条)
2. 各条の内容を()で示す。
3. 細則の制定を明記する(第15条)細則では、幹事・会議体・会費等を定め、幹事会議決で変更できることとする。

改正プロセス

事務局会議→常任幹事会→幹事会で検討・審議・議決し、会報に改正案として記載、総会(オンライン・会報活用を含めて)承認を経て、同日施行する。改正後はHPに掲載。

■東京清陵会会則 改正案 下線が改正箇所

(議決機関)

第8条 本会に次の議決機関を置く。

総会、幹事会

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長が認めた場合に招集し、会の運営に関する事項を審議する。

ただし、必要に応じて総会に替えて審議決定することができる。

(常任幹事会)

第11条 常任幹事会は、会長、副会長、事務局長・同次長、常任幹事、会計幹事をもつて

構成し、会長が必要と認めた場合はこれを招集し、総会、幹事会に討議する諸案件、
その他重要事項を立案する。

ただし、緊急を要する事項がある場合はね幹事会に替えて議決することができる
が、次回の幹事会にその報告をしなければならない。

(事務局会議)

第12条 事務局会議は、会長が必要と認めた場合に招集し、幹事会、常任幹事会に討議する
諸案件、その他重要事項を検討・立案する。

(細則)

第15条 本会の運営に必要な細則は、幹事会の議決を経て、別に定めることができる。

附則

令和3年10月3日 一部改正

.....これより上

■細則

(学年幹事)

第1条 学年幹事は、原則各学年より1名、共学学年は男女各1名を選出する。

(委員会)

第2条 事務局は、円滑な会務運営に必要な委員会を置くことができる。

委員会は、次のとおりとする

①企画・財務、②組織、③広報、④会員情報管理

委員は、事務局、常任幹事、学年幹事から選出する。

(会費)

第3条 会費は、年2000円とする。

ただし、25歳以下、80歳以上となる年度の学年の会員はこれを免除する。

会費以外に、会の運営に賛同いただける会員から賛助金を受け付ける。

(議長)

第4条 総会、幹事会、常任幹事会においては、会長が議長を務める

(議事録)

第5条 総会、幹事会においては、議事録を作成するものとする。

(代理出席)

第6条 幹事会、常任幹事会に欠席する幹事は、あらかじめ当該幹事が、選出母体である学年から委任した会員を代理出席させ、議決権を行使することができる。

(細則変更)

第7条 細則は、幹事会の議決を経て変更することができる。

附則

この細則は、令和3年10月3日から施行する。

以上